

八戸市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市協働のまちづくり基本条例（平成16年八戸市条例第34号）第13条の規定に基づき、パブリックコメント手続の実施に関して必要な事項を定めることにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民が主体となったまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策等の形成過程において、広く市民の意見、提案等（以下「意見等」という。）を聴き、その意見等を政策等についての意思決定に反映させる次に掲げる一連の手続をいう。

- (1) 政策等の立案等の段階での政策等の案（以下「案」という。）の公表
- (2) 案に対する意見等の募集
- (3) 提出された意見等及びそれらに対する市の考え方の公表
- (4) 提出された意見等を考慮した政策等の策定

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、自動車運送事業管理者及び病院事業管理者をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
- (3) 市内に存する学校に在学する個人
- (4) パブリックコメント手続の対象となる政策等に関し利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる政策等の策定若しくは制定、変更若しくは改正又は廃止（以下「策定等」という。）を行うときは、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本的な方針又は制度を定める条例
- (2) 市の基本的な政策を定める計画等及び個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次に該当するときはパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき
- (2) 法令等により縦覧又は意見の提出等の手続が行われるとき
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに準ずるものが、パブリックコメント手続に準ずる手続を経て策定した報告、答申等に基づいて、政策等を策定するとき
- (4) 法令又は上位計画等により内容の決定に実施機関の裁量の余地がないと認められるとき
- (5) 法令又は他の政策等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整理その他の軽微な変更と認められるとき

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定等をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に、当該案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。
 - (1) 案の概要
 - (2) 案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (3) 市民等が案を理解するために必要な関連資料
- 3 公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布並びに市のホームページへの掲載等により行うものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、前条の規定により案を公表したときは、公表の日から30日以上の期間を設けて市民等からの意見等の提出を受け付けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情による場合は、その理由を公表して、提出期間を短縮することができる。

- 2 意見等の提出方法は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への持参
 - (2) 郵送
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前各号に掲げるほか実施機関が適当と認めるもの
- 3 意見等を提出しようとする市民等は、住所又は所在地、氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）及び連絡先その他実施機関が必要と認める事項を明らかにするものとする。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により市民等から提出された意見等を考慮して、政策等についての意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。

- (1) 提出された意見等又はその概要
- (2) 提出された意見等（賛否のみを表明するものは除く。）に対する実施機関の考え方
- (3) 提出された意見等により政策等の案の修正を行った場合はその修正内容
- (4) 意思決定後の政策等

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント手続を実施している案件及びパブリックコメント手続を終了した案件について、その実施状況を取りまとめて一覧表を作成し、市のホームページへの掲載等の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。